

令和元年（ワ）第29483号

陳述書

東京地方裁判所民事第12部 御中

2020年1月20日

原告 藤原路加

私、藤原るかはこのヘルパー裁判訴訟を起こした原告の一人として、介護に於ける「労働環境とケアの質」は要介護者の暮らしと人権を守る車の両輪であるという立場から現場の状況を陳述し、裁判への決意をお伝えしたいと思います。

超高齢社会 21 世紀にはいり、介護は国民の誰にとっても緊急な課題であると私は思っています。そして、直接、暮らしの支え手として働くホームヘルパーは「生活の質」（QOL）を維持・継続するという社会的役割を持った職種で、要介護者を最後まで自分らしく在宅で過ごす事を支える仕事であると自負しています。

しかし、他の原告の陳述にもあるように、その働き方は出来高払いという状況で、ヘルパーは自宅から利用者宅へ訪問して直行・直帰するという働き方が圧倒的多数です。私はこういった働き方に「ケアの質」が上がらない要因の一つがあると思っています。

ケアの質を担保するには以前からチームケアが必要と云われていますが、在宅ヘルパーの7割が、「あなたの都合の良い時間で働ける」というキャッチフレーズの求人広告で採用されて、事業所に登録する「登録型ヘルパー」です。生計補助者が4割という調査もありますが、政府の云う「誰でも出来る仕事」という仕事内容ではありません。体調の変化の多い利用者宅で、ヘルパーは要介護者が居宅に他人を入れる不信や病状への不安を持っている所へ伺い、自分の持つ知識と知恵を総動員して、生活を整えながら、孤立状態を解き、介護保険システムへの信頼を築く活動を淡々と続けています。

しかし、直行直帰の働き方ではその日、その時で変化が出る当事者の生活状態を掴んだまま自宅に戻ることであり、その内容を仲間とのカンファレンスや介護記録の共有も、状況を報告する時間も電話代金も保障されていません。介護に必要な情報の共有にかかわるほとんどの時間は、ボランティア・無償であり、そのような働き方が多数放置されているのです。こんな状態で要介護者の尊厳ある暮らしを守る「ケアの質」を担保する事が出来るのでしょうか？

この裁判では労働基準法上の拘束時間（移動・待機・キャンセル）について問題としていますが、私は実際に求められている「チームケア」や「ケアにおける「質」の向上等が保障された働き方ではないという事を合わせて陳述したいと思います。

私のヘルパー歴は30年です。法律に位置づけられた年数をみると、看護は100年以上、保育も70年以上、ヘルパーはそれに遅れること40年です。私がヘルパーになったのは、ちょうどホームヘルパーという名称や「介護の社会化」が初めてテーマとなった、1989年のゴールドプランの年です。そのスタートという公務員ヘルパーでした。当時の年収は450万円。地方公務員の身分と待遇でした。ヘルパー1級（360時間）の研修を受けながら仕事を続け現場での学びで、実務経験から国家資格の介護福祉士を資格習得しました。

公務員の常勤勤務では朝晩のミーティングはもちろん、週1度のケース・カンファレンスが保障されていました。研修も適時受けられるという労働環境でした。しかし、在宅ケアでの難しさは、住環境の不備、超高齢世帯や家族介護者に認知症などの課題があったり、認知症や病気への理解が進まない事からの地域コミュニティからの排除や差別等の課題など、さまざまの問題がからみあっているところにあります。当時から、生活（家事）援助を通してそれらの要介護者をめぐる問題を解決するというヘルパーの役割について、十分に理解されているとは思えませんでした。措置から保険にシステムが変われば、それらの課題が解決するわけではないのです。

例えば、90代の家族介護者が80代の要介護者を介護している老々介護と呼ばれる例は決して珍しくありません。脳梗塞から右半身まひのある、要介護286歳の女性が在宅での入浴と掃除を希望されている場合、冬場のリスクは「室

温」です。脱衣所等には何の保温機材も有りません。早めに風呂の蓋を開けて湯気等を立てるといふ案を提案しますと、94歳の夫はドライヤーの温風で脱衣所を温めるといふ工夫をして下さいました。なんとも微笑ましい夫婦愛を感じ、ヘルパーとして私はほっこりさせて頂きました。

「なぜ環境の整っているディサービスでの入浴を勧めないのか？」と思われるかもしれませんが。しかし、女性ご自身が自宅での入浴を強く希望され、夫も「自分たちで生活できる」といふ姿勢を示されたのです。入浴と掃除の介護で自宅に入らせて頂く事でお二人の在宅生活が孤立しないよう見守り、必要と予測できるサポートを考えていくことが、ホームヘルパーの仕事の一部です。しかし、このお宅に入っている2人のヘルパーが情報交換したり、カンファレンスを持ったりすることは、5年間の訪問中、1度もできませんでした。

「介護の社会化」を旗印にスタートした介護保険20年の現在、小規模な事業所は緊急連絡の窓口に人を配置する事が出来ません。業界用語で「ホーレン草」といふ「報告・連絡・相談」をすることも事実上難しい実態があります。サービス提供責任者は、人手不足のため、携帯電話を持ち、自身もケアに入りながら、報告などを受けます。本来、訪問中に他の人の事でケアが中断する事はおかしい話で、クレームの対象になりうる事です。こんな神業を強いる原因は、2.5人で事業所を設立できるとする国の基準にあります。そんな規模で、労働環境を守りながら「ケアの質」を高めていくことができるとでも言うのでしょうか？「ケアの質」を高める事を事業所責任にする国は言い逃れする事は出来ません。

また「生産性・効率性」のみを重視し、ヘルパーの生活援助は効率が悪いといふ、マスコミを使って「仕事が終わるとおしゃべりするヘルパー」などと攻撃をして、2015年から「生活援助」は60分から45分に減らされました。「生活援助は誰でもできる」とばかり住民ボランティア化の道を、要支援・要介護1・2の方まで広げようともくろんでいます。

80代、90代の当事者の方が持つ、生きるエネルギーへのサポートは、生活を通じて共に作り上げて行く事が必要で、専門性を求められます。「明日、生きているか分からないよ〜！」と笑いながら語る当事者の、明日、1週間先、1か月先、一年先のご自身の生活を共にイメージする事で「主体的に生きるエネ

ルギー」が発揮されて来るのです。継続的な訪問はボランティアでは出来る事ではないのです。

効率性の指標も現在は筋トレなどをイメージしていますが、自然の摂理、老化という体力・気力共に落ち続ける現実を目の前にすれば、自分らしい暮らしの「現状維持」がどれ程大切かということが、「生活援助」からは分かりません。今は、食べたい物を食べられない状況です。45分では一緒に買い物に出る事も、一緒に料理をする事も出来ません。掃除というメニューで扇風機をしまふ際に、来年の自分の夏の姿をイメージして頂くようなコミュニケーションもとる時間がないのが現状です。自分らしい「生活の質」をどのように考えるかが、少子高齢化・超高齢社会を迎えた私たちに問われていると思います。

私たちの提起したヘルパー裁判は介護保険20年が経過しても労働基準法が守れない状況が続き、さらに矛盾が深刻になっている、私たちヘルパーの労働環境を問題にしているだけでなく、その事を通じて「ケアの質」は「生活の質」に直結する事を訴えていきます。このようなケアの質の維持は、基本的人権を保障する国の責任であることを主張し、陳述を終わります。

以上